

令和7年11月12日
北沢保健福祉センター
健康づくり課
子ども家庭支援課

乳児死亡事案の発生について

1 主旨

令和7年11月3日深夜に、区内において乳児が死亡する大変痛ましい事案が発生した。現在、捜査中ではあるが、現段階で区が把握している状況及び今後の区の対応について報告する。

2 事案の概要

- (1) 発生日 令和7年11月3日深夜
- (2) 被害児童 生後3か月の女児
- (3) 発生概要 被疑者（母）による殺害の疑い

3 主な区の関わり

保健福祉センター（健康づくり課・子ども家庭支援課）において、令和7年5月の妊娠期間面接以降、出産前後における面談・訪問、産後ケア事業、家事援助などにより養育の支援を行っていた。令和7年10月7日からは、児の面前での夫婦喧嘩を主訴に支援を行っており、父母による児への暴力が無く、父母間の関係再構築が課題と捉え、子ども家庭支援課から児童相談所への連絡は行わず、子ども家庭支援課が主担当となり状況を確認していた。

児童相談所は、令和7年11月2日に児の面前での口論による心理的虐待で警察からの口頭通告を受けていた。

4 今後の区の対応

- (1) 世田谷区児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会における検証

警察における捜査中であるため、区として把握できる情報に制約はあるが、事案の発生原因の分析や再発防止策の検証について、国通知等に基づき世田谷区児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会において検証方法等を含め検討を行う。

- (2) 本家庭への支援

警察の捜査中であるが、父へのアプローチ及びフォロー等の対応を実施する。

- (3) 職員等のメンタルケア

本家庭への支援に対応した区及び事業所の職員に対し、メンタル面のフォローを職員厚生課や事業所の協力を得ながら実施する。